

## ○国立大学法人鹿児島大学共通教育委員会規則

平成 29 年 3 月 16 日  
規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学組織規則(平成 16 年規則第 1 号)第 21 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人鹿児島大学共通教育委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 共通教育センター長
- (4) 共通教育センター副センター長
- (5) 共通教育センター部門長 各 1 名
- (6) 共通教育センター科目分科会長 各 1 名
- (7) 各学部の教授、准教授又は講師のうちから選出された者 各 1 名
- (8) グローバルセンターのうちから選出された者 1 名
- (9) 学生部長
- (10) その他第 1 号の理事が必要と認めた者

2 前項第 7 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共通教育科目の開設及び廃止に関すること。
- (2) 共通教育の履修及び修学に関すること。
- (3) 共通教育に係る規則に関すること。
- (4) その他共通教育に関する全学的事項

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することはできない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(代理出席)

第 6 条 委員が事故のため委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、学生部共通教育課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。